

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和3年12月11日 08時30分ごろ～10時25分ごろの間）（死亡時刻：12月11日 09時00分）
発生場所	北海道羅臼町羅臼港北東方沖 羅臼灯台から真方位038° 1,800m付近 （概位 北緯44°03.0′ 東経145°14.0′）
事故の概要	漁船第二十二大龍丸は、こんぶ養殖施設の整備作業中、船長が、揚縄機に救命胴衣が巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	令和3年12月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十二大龍丸、1.0トン HK3-116525（漁船登録番号）、個人所有 6.59m(Lr)×1.93m×0.75m、FRP ガソリン機関（船外機）、80kW、平成7年5月
乗組員等に関する情報	船長 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年8月9日 令和2年8月8日をもって失効していた。
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 1～2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、こんぶ養殖施設の整備作業に従事する目的で、令和3年12月11日08時00分ごろ羅臼港を出航しているところを地元の漁業者によって目撃された。 船長は、08時30分ごろ「羅臼港北東方沖のこんぶ養殖施設」（以下「本件養殖施設」という。）に到着したところを僚船船長によって目撃された。 僚船船長は、本船から50～60m程度沖側に離れた場所で、本船を認めた際、本船が移動する様子がなかったため、異常を感じて本船

に近寄った。

僚船船長は、10時25分ごろ、救命胴衣が‘揚縄機のドラム’（以下「ドラム」という。）に巻き込まれ、船長が、‘揚縄機のガイド’（以下「ガイド」という。）に引っ掛かって止まり、救命胴衣に体を圧迫されて揚縄機からぶら下がった状態となっていることに気が付き、僚船船長の家族に電話で本事故の発生を連絡した。（写真1参照）

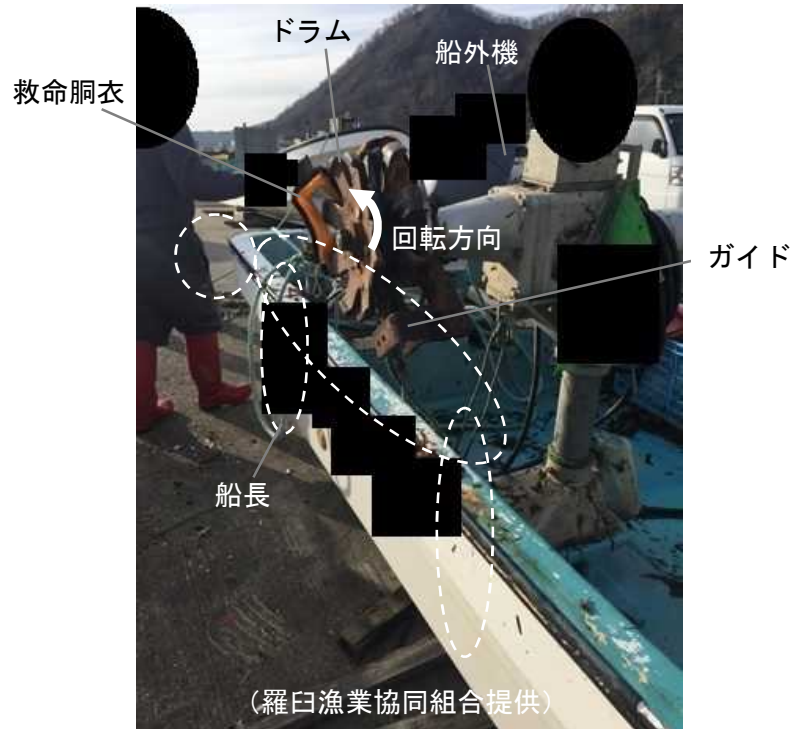


写真1 船長の本事故当時の状況（イメージ）

僚船船長は、本船に移乗し、ナイフを使用して救命胴衣を切り、船長を揚縄機から救出して甲板上に横たわらせた。

船長は、僚船船長によって本船の操縦が行われて近くの浜に運ばれた後、救急車で羅臼町内の診療所に搬送されて死亡が確認され、死亡時刻は09時00分で、死因が外傷性窒息と検案された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

こんぶ養殖施設の整備作業は、流氷に備えて本件養殖施設のロープを海中に沈めるのに、一定の間隔で設置された浮き玉を同ロープから外して本船に揚収するものであった。

揚縄機は、本船の右舷船尾部に設置されていた。

ドラムは、船外（右舷側）から見て回転方向が反時計回りであり、僚船船長が、揚縄機からぶら下がった状態となっている船長に気が付いた際、回転が停止していた。

僚船船長は、浮き玉が前部甲板に置かれて、本件養殖施設のロープ

	<p>がドラムに巻かれ、船長が、ガイドの下部から救命胴衣がドラムに巻き込まれ、ガイドに引っ掛かって止まり、救命胴衣に体を圧迫されて揚縄機からぶら下がった状態となっているのを認めたので、船長が、ガイドの下部から救命胴衣の一部がドラムに引き込まれるなどしたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>本事故当日に前日までの潮の流れの速かった状態が収まっていたので、船長は、作業の遅れを取り戻そうとして、気の焦りがあったのではないかと、僚船船長は本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>船長の死因は、外傷性窒息であった。</p> <p>船長は、11日08時30分ごろ本件養殖施設に到着したところを僚船船長により目撃された後、10時25分ごろ、救命胴衣がドラムに巻き込まれ、救命胴衣に体を圧迫されて揚縄機からぶら下がった状態となっているところを僚船船長により認められたことから、この間において、揚縄機に救命胴衣が巻き込まれ、救命胴衣に体を圧迫されて窒息に至ったものと推定される。</p> <p>本船は、浮き玉が前部甲板に置かれて、本件養殖施設のロープがドラムに巻かれ、船長が、ガイドの下部から救命胴衣がドラムに巻き込まれ、ガイドに引っ掛かって止まり、救命胴衣に体を圧迫されて揚縄機からぶら下がった状態となっていたことから、船長が、浮き玉を揚収しようとして本件養殖施設のロープを巻き上げていた際、ガイドの下部から救命胴衣の一部がドラムに引き込まれるなどした可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、小型船舶操縦免許証が失効していたことから、本船の操縦を行ってはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、船長が、羅臼港北東方沖において、本船でこんぶ養殖施設の整備作業中、揚縄機に救命胴衣が巻き込まれたことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員は、揚縄機を使用してロープを巻き上げる際、ドラムに救命胴衣等が巻き込まれないよう、よく注意して作業を行うこと。 ・小型船舶の操縦者は、受有する小型船舶操縦免許証の有効期間を確認し、適正に更新手続きを行うこと。

付図1 事故発生場所概略図



(海上保安庁ホームページの海洋状況表示システム(海しる)を加工して使用)